

令和7年度 第2回

南部センター、南部デイサービス事業
運営協力委員会

日時：令和8年3月18日(水) 午後7時

場所：南部センター 1階 集会室

〈田辺市立南部センター〉

田辺市末広町11番3号

TEL：22-3808 FAX：33-7598

目 次

1. 運営協力委員及び職員名簿	1
2. 田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱(内規)	2
3. 令和7年度 南部センター事業報告	3
4. 令和7年度 南部デイ・サービス事業報告	4
5. 令和8年度 南部センター活動方針(案)	5
6. 令和8年度 南部センター、南部デイ・サービス事業計画(案)	7
7. 参考資料	9

南部センター、南部デイサービス事業運営協力委員名簿

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

氏 名	関係団体・機関
渡邊 匡通	末広町内会三区区長
出羽 俊秀	末広町内会会長
森下 裕一郎	田辺第二小学校校長
坂本 和也	東陽中学校校長
田上 久仁子	南部地区民生児童委員協議会会長
出羽 礼子	南部地区民生児童委員協議会副会長
名古屋佳代子	南部地区民生児童委員協議会研修部長
藤村 利喜子	民生委員・児童委員
北山 裕規	子どもサポートネットみらい会長
西川 禮子	末広楽友会会長 ※(R7.2.15.解散)
久保 佳奈美	東陽中学校育友会文里・末広・磯間・扇ヶ浜地区長
押川 仁	南部公民館館長
堀 正道	田辺町内会連絡協議会南部ブロック長
宮崎 義久	みどり保育所所長
城戸 朋子	田辺第二小学校学習支援推進教員
澤田 雄子	東陽中学校学習支援推進教員
五味 陽子	みどり保育所家庭支援推進保育士
垣坂 康代	南部地区主任児童委員
吉田 周平	田辺第二小学校育友会会長
神谷 明美	東陽中学校育友会会長
和深 皐月	みどり保育所保護者会役員
亀田 千里	なんぶ学童保育所主任

南部センター職員名簿

職 名	氏 名
館 長	岸 裏 直哉
主 査	住山 敦美
主 査	前川 光弘
職 員	向井 知美

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第9条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

令和7年度 南部センター事業報告

(令和8年2月末日現在)

事業区分	内 容	件数	人数
社会調査及び調査研究事業	南部センター事業運営協力委員会(5/29)	1	22
相談事業	生活相談	135	159
	住宅相談	15	17
	職業相談	25	38
	税務相談	3	3
	福祉相談	2	2
	その他(環境相談・教育相談)	6	9
	小計	186	228
啓発・広報活動事業	広報誌の発行(南部センターだより)	11	
	夏の子どもを守る運動懇話会(7/1)	1	33
	新赴任者研修会(8/8)	1	16
	人権学習会(2/1)	1	45
	子どもサポートネットみらい事業 (総会・子育てのつどい等)	4	294
	小計	18	388
地域交流事業	ヨガ教室	17	108
	健康体操教室	23	249
	グラウンドゴルフ教室(大会 11/18)	10	172
	歌の集い教室	5	31
	和楽器教室	6	97
	末広楽友会(老人クラブ)	2	28
	末広青年会活動	9	57
	末広町美化推進事業	2	22
	なんぶフェスティバル実行委員会・準備等	7	140
	なんぶフェスティバル(11/1~6)	6	1,243
	小計	87	2,147
地域巡回事業	巡回事業	19	34
	夏の子どもを守る巡回補導(8/5)	1	20
	小計	20	54
地域福祉事業	大津波避難訓練(5/20)教室・サークル生 対象防災・火災通報避難訓練、消火避難訓 練(8/6、1/13)	3	40
	地区代表会議(各種事務局・理事総会等)	36	299
	小計	39	339
会議室利用貸館業務	集会等	77	316
年間利用合計(デイサービス事業を除く)		428	3,494

令和7年度 南部デイサービス事業報告 (令和8年2月末日現在)

事業区分	内 容	件数	人数
日常生活訓練	機能回復訓練	218	3,873
社会適応訓練	手話教室	18	108
更生相談	健康相談	11	54
その他	南部デイクラブ	4	48
	ロコモ体操	1	11
年間利用合計		252	4,094

【総合計:南部センター事業・南部デイサービス事業】 (令和8年2月末日現在)

件数	人数
680	7,588

【総括(現況と課題)】

各種活動は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発と住民交流の拠点として、地域の課題を把握し、人権(同和)問題の解決につながるよう相談業務等の充実に取り組みました。

現在の状況としては、年々、高齢者、ひとり親世帯の増加に伴い、相談内容も多様化し、関係部署や各種機関等と密なる連携を強化しながら、継続支援を行ってきました。

今後も、「気軽に来館・相談できる環境づくり」と「相手の立場に立った相談」を心掛け、これまでの関係部署や各種機関との垣根を越えた連携を図ってきた実績を生かし、次世代の人材育成をも見据え、「地域共生社会の実現」を更に推進するよう取り組みます。

併せて、人権課題解決のため、人権教育及び啓発活動を積極的に実施するとともに、地域住民の健康づくり、生きがいづくりの場となるよう各種教室、レクリエーション等を実施する中で、地域交流を図り、基本的人権が尊重され、健康で生きがいのある「人権と福祉のまちづくりの拠点施設」としての運営を継続し展開していきます。

また、恒例の一大イベントである「なんぶフェスティバル」は、引続き大勢の皆様を楽しみ、交流してもらえよう、日程やイベント内容等を創意工夫して実施し、次年度へも継承していきたいと考えます。

令和8年度 南部センター活動方針(案)

【目的】

南部センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を実施します。

【実施事業】

- (1) 社会調査及び調査研究事業
地域住民の生活の実態を把握し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業。
- (2) 相談事業
地域住民に対し、生活上の相談や人権に関わる相談に応じるとともに、自立支援のため適切な助言指導を行う事業。また、地域巡回事業として、センターの利用が困難な方々に対して巡回相談を行う。
- (3) 啓発・広報活動事業
地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業。
- (4) 地域交流事業
地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等、地域住民の交流を図る事業。
- (5) 地域福祉事業
地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業。
- (6) デイサービス事業
高齢者や、身体障害者の方、また健康にすぐれない方々が、健康機器を利用した機能回復訓練や健康講座・各種教室に参加することにより、自立を助長し、生きがいを高める事業。
- (7) 地域交流促進事業
地域の実情に即した各種講座等を継続して開催し、地域住民相互の交流・促進を図る事業。
- (8) その他必要な事業

《重点目標》

- 1 同和問題の正しい認識や人権意識の普及高揚の啓発に努める。
- 2 地域住民の自覚を高め、生活の社会的・文化的改善向上を図るとともに自立意識の高揚に努める。
- 3 人権教育及び啓発並びに文化活動を積極的に推進する。
- 4 共に生きる地域社会をめざし、南部・東部地域全般にわたる交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図る。
- 5 高齢化社会の現状を踏まえ、地域福祉活動とデイサービス事業の充実を図り、基本的人権が尊重され、健康で生きがいのある「人権と福祉のまちづくりの拠点施設」としての運営を図る。
- 6 これらの目的を達成するため関係機関団体との連携を図り、地域が一体となって取り組む。

令和8年度 南部センター事業・南部デイサービス事業 計画(案)

[事業区分]	[内 容]
社会調査及び調査研究事業…	・南部センター事業運営協力委員会(3月)
相談事業……………	・各種相談 生活相談、住宅相談、職業相談、福祉相談、税務相談、 税務相談、福祉相談、他(教育相談、環境相談、等)
啓発・広報活動事業……………	・広報誌『南部センターだより』の発行 ・子どもサポートネットみらい 理事会・総会・講演会等 ・人権学習会(南部公民館・東部公民館共催) ・新赴任者研修会 ・夏の子どもを守る運動懇話会(7月)
地域交流事業……………	・地域活動との連携、支援 末広町内会、三区町内会、末広青年会 ・各種教室 グラウンドゴルフ教室 [第1、3火曜日] 健康体操教室 [第2、3、4木曜日] 歌の集い教室 [第2、4火曜日] ヨガ教室 [第2、4火曜日] 和楽器教室 [第3月曜日] ・なんぶフェスティバル(10/31,11/1 [作品展は延長開催]) ・グラウンドゴルフ大会 (10/6[予定])
地域巡回事業……………	・巡回相談 ・夏の子どもを守る巡回補導(8月)
地域福祉事業……………	・教室・サークル生対象 大津波避難訓練 ・ // 防災・火災通報避難訓練 ・ // 消火避難訓練 ・地区代表会議(各種事務局会議・理事総会等) ・地域内施設(児童館、公民館、小中学校、保育所)との連携 六者会議 [月1回]
デイサービス事業……………	・日常機能訓練 デイサービスセンター健康機器利用促進) ・更生相談 健康相談 [月1回] ・社会適用訓練 手話教室 [第1、3水曜日] ロコモ体操教室 [第2、4金曜日]★ スマホ講座 [検討調整中] ★
施設利用(貸館)業務……………	・集会、会議、講演会等の地域活動支援やサークル活動支援
その他(施設整備事業)……………	・大規模改修事業 ※別欄参照

南部センター大規模改修事業

【事業目的】

「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき改修を実施し、利用者の安全確保や施設の維持管理を行う。

また、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、照明器具のLED化・空調設備の省エネルギー化を進め、特別事業として位置付けられているデイサービスセンターも併せて施設改修を行う。

【背景・経過】

南部センターは平成元年に建設されてから35年が経過している。令和3年度には芳養センター、令和5年度には西部センターが大規模改修工事を行っている。

周辺地域住民の福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点、憩いの場として子どもから高齢者、障害者の方など多くの住民に利用されており、早急に対応する必要がある。

【事業概要】

より安全・安心に利用できる施設となるよう改修を行う。計画では令和7年度に設計を行い、令和8年度に工事実施を予定。

●主な改修内容

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

- ①トイレ改修(多目的トイレ扉改修、和式トイレを洋式に変更、入口段差解消)
- ②玄関の段差解消(スロープ新設)
- ③玄関スロープ手すり設置
- ④点字ブロック設置 他

2. 照明のLED化

- ① 一般照明用の高圧水銀ランプは、2021年以降は製造、輸出入が禁止になった。
- ② 水銀に関する水俣条約第5回締約国会議(COP5:2023年開催)において、水銀を含む一般照明の蛍光灯は2027年末までに、全ての「製造」及び「輸出入」を禁止することが合意されました。
- ③ 政府エネルギー基本計画で2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」が表明され、LED化は、2030年まで達成するとなった。

以上のような経緯があり、館内照明のLED化は喫緊の解決すべき課題で、早急に進める必要がある。

現実問題、現在使用の蛍光灯は1年後には生産中止となることから、隣保館の施設運営や事業運営に支障を来すこととなる。

【事業スケジュール】

- OR7年度 … 設計業務
OR8年度 … 工事 工期：6月～10月末頃(予定)

○田辺市隣保館条例

平成17年5月1日条例第104号

(設置)

第1条 社会福祉の向上及び人権啓発を図るための住民交流を広く推進し、人権・同和問題の速やかな解決に資するために、隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
田辺市立南部センター	田辺市末広町11番3号
田辺市立西部センター	田辺市天神崎11番19号
田辺市立芳養センター	田辺市芳養町1725番地の28

2 隣保館に次のデイサービスセンターを付設する。

名称	位置
田辺市立南部センターデイサービスセンター	田辺市末広町11番3号
田辺市立西部センターデイサービスセンター	田辺市天神崎1番39号
田辺市立芳養センターデイサービスセンター	田辺市芳養町1725番地の28

(事業)

第3条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会調査及び研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) 地域交流事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業
(原状回復義務)

第4条 隣保館を利用する者(以下「利用者」という。)は、その利用が終わったときは、利用した隣保館の施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第5条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市隣保館設置及び管理条例(昭和38年田辺市条例第19号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市隣保館条例（平成17年田辺市条例第104号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 田辺市隣保館（以下「隣保館」という。）の休館日は、田辺市の休日を定める条例（平成17年田辺市条例第3号）第1条第1項に規定する休日とする。ただし、市長において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第3条 隣保館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、隣保館の利用目的又はその内容が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 隣保館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 隣保館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 営利を目的とするものと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、隣保館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(行為の禁止等)

第5条 隣保館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。
- (2) 騒じょう又は示威にわたる行為をすること。
- (3) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）若しくは物品を携行すること。
- (4) 隣保館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。
- (5) 許可なく所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (6) 許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄附金品等の募集をすること。
- (8) 許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。
- (9) 隣保館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、隣保館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 隣保館の利用者は、前条第1項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく、利用する施設を模様替えし、又はこれに設備を付加しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 隣保館の利用が終わったときは、速やかに、これを原状に回復した後、隣保館の職員に届け出ること。
- (4) 隣保館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに隣保館の職員に届け出て、その指示を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、隣保館の管理及び運営上必要な指示に従うこと。

(運営協力委員会)

第7条 隣保館の円滑な運営を図り、隣保館の運営に関する必要な意見を述べるため、各隣保館に隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(職員)

第8条 隣保館に館長その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は、館長の命を受けて館務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、隣保館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第37号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成21年11月13日規則第32号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(事業)

第1条 田辺市隣保館条例(平成17年田辺市条例第104号)第3条に掲げる事業の一環として、各隣保館においてデイサービス事業を実施する。

2 デイサービス事業の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活訓練 日常生活動作、歩行、家事等の指導
- (2) 社会適応訓練 会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等の指導
- (3) 創作及び軽作業 絵、書、陶芸、編み物、園芸等の技術援助及び作業指導
- (4) 介護技術指導 家族及びボランティアに対する介護技術指導
- (5) 更生相談 医療、福祉、生活等に関する相談
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体障害者等の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等

(運営協力委員会)

第2条 デイサービス事業の円滑な実施を図るため、各隣保館にデイサービス事業運営協力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、デイサービス事業の実施に関し必要な事項について審議し、当該隣保館長に意見具申を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、各隣保館長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年8月16日要綱第7号)

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

